

市営住宅の明渡し、仮移転及び 移転料等の支払に関する契約書

市営住宅建替事業の実施に伴う市営住宅の明渡し、仮移転及び移転料等の支払について、堺市（以下「甲」という。）と入居者（以下「乙」という。）との間で次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（対象住宅）

第2条 この契約の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、次のとおりとする。

住宅の所在地	堺市
住宅名	
住宅番号	号

（明渡し及び移転）

第3条 乙は、自己の所有物を搬出又は処分のうへ、対象住宅を 年 月 日までに明け渡し、第6条に規定する仮住居に移転するものとする。

2 乙は、前項の移転が完了したときは、遅滞なく所定の移転完了届を甲に提出するものとする。

3 甲は、前項の届出を受理したときは、速やかにその事実を確認するものとする。

(移転料等)

第4条 甲は、前条の移転料として金 円を次のとおり乙に
支払うものとする。

(移転料等の支払)

第5条 乙は、甲が乙の移転を完了したことを確認した後、前条に定める
移転料等を甲に請求するものとし、甲は、乙の請求に基づき速やかに支払
うものとする。ただし、乙が別途甲が指定する日までに請求しない場合は、
乙は当該請求権を失う。

2 前項の規定にかかわらず、乙が移転を完了する前に移転料等の前払い
を申し出た場合には、甲は前条に定める移転料等の全額又は一部の額を支
払うものとする。

(仮住居)

第6条 乙は、次の住宅を仮住居として使用するものとする。

所在地

所有者 (住所)

(氏名)

(仮住居の期間)

第7条 仮住居の使用期間は、 年 月 日から甲が建設する建替
住宅に乙が入居する日までとする。

(仮住居の家賃等)

第8条 乙が仮住居の所有者に支払うべき家賃、保証金その他仮住居の使用については、別に契約を締結するものとする。

(建替住宅への入居)

第9条 甲は、当該建替事業により建替住宅が建設されたときは、乙を入居させるものとする。ただし、甲が必要と認めるときは、他の市営住宅へ入居させることができる。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 堺市堺区南瓦町3番1号
堺市
代表者 堺市長

印

乙 住所

氏名

印